

事業者排出量削減報告書 149

(あて先) 京都府知事						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。）				
京都府綾部市城山町7番1		三ツ星ベルト技研株式会社 綾部生産システム開発センター 代表取締役 山本 勝 電話 0773-43-305				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の主たる業種	ゴムベルト製造業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成18年4月～平成20年3月					
基本方針	エネルギー消費効率の改善、産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、ISO14001環境マネジメントシステムの推進により、エネルギー原単位で5%以上削減を目指す。					
推進体制	センター長をトップとして環境委員会を運営し、排出量削減計画に沿い、毎月の管理を充実する。					
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	18～20	工場製造部門	省エネ法中長期計画書のエネルギー使用合理化計画に沿った省エネ活動の実践。（目標：原単位で年間1%低減）			
	18～20	工場製造部門	生産設備の運転見直しにより、設備稼働効率を上げる。（目標：5%向上）			
	18～20	工場製造部門	製造工程における新工法開発により、廃棄物の低減を行う。（目標：30%低減）			
	19	工場製造部門	コンプレッサー旧型5基の内、2基をインバータ制御型へ更新し、高効率運転を行う。（コンプレッサー消費電力15%低減見込）			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
	A 事業所等排出区分	8980.0 t	10282.5 t	14.5 %	11504.0 t	28.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 8980.0 t	*2 10282.5 t	14.5 %	*4 11504.0 t	28.1 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）		報告年度（実績）		
		取組量等	（二酸化炭素換算（t））	取組量等	（二酸化炭素換算（t））	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t	
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	
	削減量等合計		*3 t		*5 t	
差引排出量 （排出合計-削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）
		*1 8980.0 t	(*2)-(*3) 10,283 t	14.5 %	(*4)-(*5) 11504 t	28.1 %
特記事項	1、生産量増加及び、設備導入により、電力・重油使用量は増加する予測になっているが、原材料使用量を基とした原単位にてエネルギー管理を継続して実践する。 2、エネルギー消費原単位で、平成17年度に対し平成18年度では、5%の削減を達成。 3、グリーン購入法に基づき、グリーン購入を推進する。 4、月度の省エネ委員会を継続実施。					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 （例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5tで19年度10tの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15tと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達等の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。